

問 総務課総務係

☎ 7126

平和を願い、「長崎の鐘」を鳴らします

広島と長崎に原爆が投下された日および終戦の日に、平和を願って市庁舎前にある「長崎の鐘」を鳴らします。ぜひご参加ください。

※黙とうの際に、市内のサイレンを約1分間鳴らしますのでご理解ください。

日 時

8月 6日(水) 8時 15分 (広島市原爆投下時間)

8月 9日(土) 11時 2分 (長崎市原爆投下時間)

8月 15日(金) 正午 (戦没者を追悼し、平和を祈念する日)

場 所

相生市庁舎前



ダニに注意!!

山や草むらでの野外活動の際は、
ダニに注意しましょう

問 子育て元気課健康増進係 ☎ 7168

ダニに
咬まれて
うつる病気

日本紅斑熱
重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)
ダニ媒介脳炎
つつが虫病
ライム病など



マダニの
生息場所



鹿やイノシシ、野ウサギなどの
野生動物が出没する環境
民家の裏山や裏庭、畑、あぜ道
など

ダニに
咬まれたら



★無理に引き抜こうとせず、医療
機関(皮膚科)などで処置をして
もらいましょう。
★マダニに咬まれた後は数週間程
度は体調の変化に注意し、発熱
などの症状が出た場合医療機関
で診察を受けてください。

その際は、

- ①マダニに咬まれたまたは疑いがあること
 - ②野外活動の日付け
 - ③場所
 - ④発症前の行動
- を医師へ伝えてください。



相談場所

赤穂健康福祉事務所
☎ 0791-43-2321

マダニから
身を守るためには



キャンプ、ハイキング、農作業や庭仕事など、
山や草むらで活動する時は

★肌の露出を避ける

帽子、手袋の着用、首にタオルを巻く。

★長袖・長ズボン・登山用スパッツなどの着用

シャツの裾はズボンの中に、ズボンの裾は
靴下や長靴の中に入れる。

★足を完全に覆う靴などを履く

サンダルなどは避ける。

★明るい色の服を着る

マダニを目視で確認しやすく
なります。



★虫除けスプレーを噴霧する

ディート、イカリジンなどの忌避剤を使用する。

★野外活動後の確認

野外活動後の上着や作業着は家の中に持ち込
まず、入浴や着替えをし、マダニに咬まれてい
ないか確認しましょう。特に、わきの下、足の
付け根、手首、ひざの裏、胸の下、頭部(髪の毛の中)などに注意しましょう。ペットも同様に注意しましょう。

限度額適用認定証の交付ができます

問 市民課国保係

☎ 23 7154

相生市の国民健康保険に加入している人で、入院や外来、調剤薬局などの支払いが高額になる場合、限度額適用認定証の申請・更新により、医療機関での支払いが自己負担限度額(月額)までとなります。(下表①②)

※マイナ保険証を利用すれば申請などの手続きなく、一医療機関での高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

対 象

- ① 70 歳未満の人
- ② 70 歳から 75 歳未満で低所得Ⅰ・Ⅱ、現役並みⅠ・Ⅱに該当する人
(令和 7 年度の市・県民税の課税所得で区分判定)

持 ち 物

運転免許証など本人確認のできるもの(別世帯の人が手続きをする場合は委任状も必要)

表①【自己負担限度額(月額) ▶ 70 歳未満の人】

区分	所得(※1)	認定証 記載表示	3 回目まで	4 回目以降
上位所得者	901 万円超	(ア)	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算)	140,100 円
	600 万円超～ 901 万円以下	(イ)	167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算)	93,000 円
一般	210 万円超～ 600 万円以下	(ウ)	80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算)	44,400 円
	210 万円以下 (非課税世帯除く)	(エ)	57,600 円	
住民税非課税世帯		(オ)	35,400 円	24,600 円

◆月ごと・医療機関ごとに計算(外来・入院別)

◆同じ月内に同一世帯で自己負担が 21,000 円以上あった場合は合算できます。

<※1> 所得＝前年の総所得金額等－基礎控除額

表②【自己負担限度額(月額) ▶ 70 歳以上 75 歳未満の人】

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得 690 万円以上	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算。過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合は、4 回目以降は 140,100 円)	
現役並みⅡ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算。過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合は、4 回目以降は 93,000 円)	
現役並みⅠ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算。過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合は、4 回目以降は 44,400 円)	
一般	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合は、4 回目以降は 44,400 円
低所得者	Ⅱ(※2)	24,600 円
	Ⅰ(※3)	15,000 円

◆月ごとに計算(外来・入院別)

◆病院・診療所・歯科の区別なく合算できます。

<※2> 世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人

<※3> 世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が 0 円になる人

◆月の途中で 75 歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に移行した場合、その月の自己負担限度額は、移行前後の医療保険制度でそれぞれ 1/2 となります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

問 子育て元気課 子育て支援係

☎ 7175

●児童扶養手当

離別や死別などによりひとり親となった家庭などに支給される手当です。

次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童、または 20 歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当 2 級に該当する程度）以上の障害がある児童を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している人が支給対象となります。

要件

- ・父母が離婚または死亡した児童
- ・父または母が重度の障害にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から 1 年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けている児童
- ・父または母が 1 年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父・母ともに不明である児童

●特別児童扶養手当

20 歳未満の精神または身体に障害がある児童を養育している父母、または父母に代わって児童を養育している人に支給される手当です。

要件

- ・身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A およびこれらと同程度の障害がある
- ・身体障害者手帳 3 級と 4 級の一部、療育手帳 B の一部およびこれらと同程度の障害がある
- ・身体の内部に障害がある

★手当が支給されない場合

- ・請求者および扶養義務者の所得が一定の額を超えている
- ・児童が児童福祉施設などに入所している

※他にも手当が支給されない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

8 月は児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出月です

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている人に、案内文書を送付しています。この届は、「現況届」といい、引き続き手当が受けられるかどうかを決める大切なものです。8 月末までに子育て支援係に手当証書などの必要書類を添えて提出してください。

提出が遅れますと、次期手当の支給に間に合わなくなりますので、注意してください。

アイイコール事業のご案内

問 長寿福祉室

☎ 7124

ひとり暮らしの高齢者および身体障害者の人が、家庭内で緊急事態が発生した場合にボタン一つで受信センター（あんしんセンター）へ連絡ができ速やかに対象者の救護を図ることができる緊急通報機器を貸与します。

対象

- ①概ね 65 歳以上の援護を要するひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯
- ②身体障害者 1、2 級に該当する人のみの世帯

申込

長寿福祉室に申請書を提出してください。
申請者は 2 人以上の緊急補助員（承諾書）の提出が必要。
状況確認などを行った上、後日、貸与の可否を決定し、郵送で通知します。

利用料金

市民税課税世帯のみ、設置費用 12,000 円（税抜）が必要

定額減税補足給付金(不足額給付)について

問 補足給付金担当窓口

☎ 23 7178

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施され、その中で定額減税可能額を控除し切れないと見込まれる人について定額減税補足給付金(当初調整給付)を支給しました。

この当初調整給付の支給額に不足が生じる人に、追加で定額減税補足給付金(不足額給付)を支給します。

対 象

令和7年1月1日時点において相生市にお住まいの人で、次の不足額給付Ⅰまたは不足額給付Ⅱの要件に該当する人

不足額給付Ⅰ

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額(不足額給付時における調整給付所要額)と当初調整給付の額(当初調整給付時における調整給付所要額)との間で差額(不足)が生じた人

(対象となり得る例)

- ・ 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった人
- ・ こどもの出生など、扶養親族などが令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった人
- ・ 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、本来給付されるべき額が増加した人

不足額給付Ⅱ

次の要件をすべて満たす人

- 1 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること(本人として、定額減税の対象外であること)
- 2 税制度上、「扶養親族」対象外(事業専従者(青色・白色)、合計所得金額48万円超のいずれか)であること(扶養親族などとして、定額減税の対象外であること)
- 3 低所得世帯向け給付(※)の対象世帯主または世帯員に該当していないこと

※ 令和5年度の個人住民税非課税世帯(均等割のみ課税世帯)または令和6年度新たな非課税世帯(新たな均等割のみ課税世帯)への給付

(対象となりうる例)

上記の要件すべてを満たす、青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の人

該当する人のうち、税情報や当初調整給付金の申請情報などから、「不足額給付額」を相生市で把握できる人については、8月中に案内を送付します。該当する人で、8月中に案内が届かない場合は、相生市補足給付金担当窓口までお問い合わせください。

定額減税補足給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

百寿の祝

百歳の誕生日を
迎えられました。
おめでとうございます。



6月19日

たにぐち さわこ
谷口 佐和子さん



7月8日

むらかみ みつよ
村上 美津代さん



7月9日

いわたに しろう
岩谷 司郎さん

